

(事業主の方へ)

# 求人者サービス のご案内

より良い人材を迅速に  
確保するために



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

目次

- I 求人者の申し込みの流れ..... 1
- II 求人公開から応募・選考までの流れ..... 2
- III ハローワークのサービス..... 3
- IV ハローワークからのお願い..... 7
- V 事業所登録シート・事業所地図登録シート・求人申込書の記入について..... 8
- VI 労働者の募集・採用にあたって..... 19

求人のお申し込みは、事業所所在地を管轄するハローワークにてお受けします。

ハローワークの窓口に「事業所登録シート」、「事業所地図登録シート」及び「求人申込書」をご提出ください。

1つのハローワークに求人申込みをすれば、当該求人について他のハローワークに申し込まなくても、全国で求人情報が公開され、求職者が見ることができます。

法令違反の内容が含まれるもの、雇用関係でないもの、必要な労働条件が明示されていないものは受理できません。

事業所登録

- 「事業所登録シート」の記入  
初めて求人を申し込まれる場合には、事業所登録シートに事業所名などの情報を記入してください。(P8『事業所登録シート記入例』参照)  
・ 雇用保険適用事業所番号を記入していただきますので、事前に適用事業所番号をご確認願います。(雇用保険の加入手続きがお済みでない場合には、事業内容が確認できる書類を持参願います。)
- 「事業所地図登録シート」の記入  
初めて求人を申し込まれる場合には、事業所地図登録シートを記入してください。(P10『事業所地図登録シート記入例』参照)  
・ 事業所の所在地(本社)、従業員の就業場所、面接等の場所も登録できます。

求人申込み

- 「求人申込書」の記入  
求人申込書は、職種別、就業場所別、雇用形態別、フルタイム・パートタイム別に記入・作成してください。(P12～15『求人申込書(フルタイム)記入例』『求人申込書(パートタイム)記入例』参照)  
《フルタイムとパートタイムについて》  
雇用形態(正社員と正社員以外等)や給与形態(月給と時間給等)ではなく、労働時間により区別します。(詳しくは窓口にてご確認ください)

求人受理

- 担当職員との相談  
・ 求人票に記載された求人条件などの内容を必ずご確認ください。

求人票

(表面)

(裏面)

地図情報等が記載されます。

求人公開

- 受理した求人は、ハローワーク内の求人情報提供端末、ハローワークインターネットサービスにより公開します。
  - ・ 求人を取り消す場合や、求人条件を変更する場合には、ハローワークにご連絡ください。
  - ・ **求人公開期限は受理日の翌々月末日までとなります。**
- ハローワークでは、求職者へ次のような方法で求人情報を提供しています。**「職業相談時における情報提供」・「求人情報提供端末による情報提供」・「求人情報誌の作成・配布による情報提供」・「ハローワークインターネットサービスでの情報提供 (https://www.hellowork.go.jp)」**

紹介

- ハローワークでは、求職者に対する職業相談・職業紹介を行っています。
  - ・ 求職者から、求人について詳しく知りたいという相談があった場合には、ハローワークから求人内容について問い合わせをさせていただくことがあります。
  - ・ 求人への応募希望があった場合には、原則としてハローワークから求人事業所へ連絡し、面接日時等を調整したうえで、紹介することとしております。なお、応募にあたっては、ハローワークインターネットサービス利用者が直接応募する場合があります。(詳細はP3を参照)
  - ・ ハローワークからの紹介で応募される方には「紹介状・選考結果通知書」を交付しております。応募者が面接時に持参するか、書類選考の場合は応募書類と一緒に郵送しますので、お受け取り願います。

採用選考

- 採用選考にあたっては、技能や経験、面接結果など、職務についての応募者の適性・能力により判断し、家族状況や生活環境といった、応募者の適性・能力とは関係のない事柄で採否を決定しないようお願いします。

採用結果

- **採否が決定しましたら、求人申込書に記載された日数以内に応募者へ結果を通知して下さい。また、「選考結果通知書」をFAXまたは郵送にて、紹介を受けたハローワークへご返送ください。**

- 応募者が多数となった場合、または、採用者がすべて決定した場合など、求人の公開が不要になった場合は、公開が不要になった旨及びその理由とともに、求人番号（求人票の左側上のバーコード下に記載された番号）を、求人をお申込みいただいたハローワークへお知らせください。
- 応募者が提出した履歴書・職務経歴書・ジョブ・カードなどには個人情報に記載されており、採用選考以外の目的で使用することはできません。**使用が済んだ応募書類は応募者へ返却していただくようお願いします。**なお、やむを得ない事情により応募書類を返却しない場合には、個人情報が漏えいされない確実な方法にて廃棄し、また、応募者からの求めがあった場合には、どのように廃棄したか等について説明しなければなりません。

ハローワークのサービス

- **応募が増えるような求人条件の提案や雇用管理に関する提案をします**  
求人条件はいつでも見直しができます。求人条件に関すること、雇用管理に関することは早めにご相談ください。
- **スタッフが事業所を訪問してお話を伺います**  
ハローワークには事業所訪問担当スタッフを配置しています。お気軽にお電話ください。
- **就職面接会・会社説明会を開催しています**  
ハローワークの会議室を使用して行う小規模なものや地方自治体などとの共催によるものなど、さまざまな形で就職面接会や会社説明会を開催しています。また、会社見学会なども企画します。
- **事業所のプロフィールを求職者に提供します**  
事業所の外観・職場風景や取扱商品等の「画像情報」、「会社パンフレット」など、求人票だけでは伝わらない事業所情報をご登録ください。職業相談窓口で求職者に提供するほか、ハローワークによっては所内掲示します。
- **豊富なデータに基づく情報を提供します**  
バランスシート（職種別の求人数・求職者数を並べたデータ）、職種別賃金情報のほか、ハローワークの豊富な経験に基づき、適格者を採用するための情報提供を行っています。
- **全国で求人を公開します**  
申し込まれた求人票は、ハローワーク内に設置されている求人検索端末で公開されます。就業場所が離れている場合でも、全国ネットワークにより就業場所の近くのハローワークで公開することができます。
- **インターネットでも求人情報を公開します (https://www.hellowork.go.jp/)**  
ハローワーク内の求人検索端末のほか、インターネットで求人情報を公開することができます。求人検索サイトとしては一日当たり約35万件のアクセス数（平成27年度）を誇ります。
- **各種助成金制度を紹介します**  
若年者、中高年齢者、障害者などの雇用に関する各種助成金制度を利用することができます。詳しくは窓口にご相談ください。
- **各ハローワークが作成する求人情報誌もあります**  
フルタイム/パート別、職種別など各ハローワークで求職者向けに作成、配布しています。

◇ ハローワークインターネットサービスによる求人情報提供 ◇  
(https://www.hellowork.go.jp)

ハローワークインターネットサービスでは、「職種」「賃金」等の募集条件に加え、「事業所名」「所在地」「電話番号」を含む求人情報を、インターネットを通じて幅広く提供することができます。  
なお、ハローワークインターネットサービスをご利用される場合は、求人をお申し込みの際に、求人情報の提供方法について次の3つから選択していただけます。

**提供方法1：サービスの全利用者に事業所名を含む求人情報を提供する**

- ☆ 広く人材を募集することができます。これにより、応募のスピードアップが期待できます。
- ★ 広く募集することから、応募が集中する場合があります。また、ハローワーク利用者以外からの問い合わせがあることが考えられます。

**提供方法2：ハローワークの求職者に限定して、事業所名を含む求人情報を提供する**

- ☆ ハローワークの求職登録者に広く情報提供することができます。
- ★ 事業所名・電話番号等の事業所に係る情報を確認できるのはハローワークの求職者に限られるため、応募のスピードは提供方法1に比べ遅くなることが考えられます（なお、ハローワークの求職者以外の方には、事業所名等を除く応募条件のみが提供されます）。

**提供方法3：インターネットには求人情報を掲載するが、事業所名は提供しない**

- ☆ インターネットには、事業所名や電話番号以外の応募条件のみが掲載されます。
- ★ 応募者のほとんどはハローワークにて紹介を受けた方となります。

## ご確認ください！

- ① 求人の募集を終了する場合は速やかにハローワークへご連絡ください。
- ② ハローワークの紹介を受けずに応募した方を採用されても、ハローワークの職業紹介を要件とする各種助成金等の支給対象とはなりません。
- ③ 当サービスについては、原則的に他のウェブサイト自由にリンクを設けることができます。
- ④ 当サービスによる求人情報の提供を希望された場合、不特定多数に求人事業所名や事業所・担当者の電話番号を見られるほか、当サービス以外の民間の会社等が運営するウェブサイトにも事業所名等を転載されることもあります。

### ◇ ハローワークインターネットサービスによる求人仮登録 ◇

ハローワークインターネットサービスを使えば、今までハローワークの窓口で、手書きしていた求人申込書を会社のパソコンで入力（仮登録）することができます。

求人仮登録をハローワークインターネットサービスを使って行うには、一定の要件を満たす必要があり、また、仮登録から7日以内（申込日を含む。）にハローワークに出向いて手続きを完了する必要があります。

### ◇ 職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者への求人情報のオンライン提供 ◇

全国のハローワークにお申し込みいただいた求人（大卒等求人及び障害者求人も含みます。）情報を、職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者（以下、「民間人材ビジネス」といいます。）にオンラインで提供しています（以下「オンライン提供」といいます。）。求人申込みに際し、オンライン提供に係る同意書の提出をお願いいたします。

#### 提供先の「地方自治体」とは…？

- ・職業安定法第29条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う地方自治体
- ・自ら職業紹介は行わないが、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体  
※求人者及び求職者から金銭を徴収しない場合に限り。実際に職業紹介（求人事業主への求職者の紹介）を行う委託先の職業紹介事業者にも求人情報は提供されます。
- ・ハローワークと連携し、求職者に対して職業紹介に準じた個別支援を行う地方自治体
- ・職業安定法第33条の2第1項に基づき無料の職業紹介事業を行う学校等（中学校・高等学校を除く）
- ・職業安定法第33条の3第1項に基づき無料職業紹介事業を行う特別の法人

#### 提供先の「民間人材ビジネス」とは…？

- ・職業安定法第30条第1項に基づき有料職業紹介事業を行う事業者
- ・職業安定法第33条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う事業者

⇒ これらのうち、オンライン提供を希望し、一定の要件を満たした場合に提供先となります。求人情報の提供先となる地方自治体や民間人材ビジネスを、求人事業主が指定することはできません。具体的な団体・法人名は、ハローワークインターネットサービスに掲載されます。  
(<https://www.hellowork.go.jp/info/online03.html>)

求人事業主は、ハローワークへの求人提出時に、以下の4パターンの区分から提供方法を選択していただきます。提供の区分は求人申込み・公開後にも変更可能です（原則は「提供区分1」になります。）。

**提供区分1：地方自治体、民間人材ビジネスの両方に求人情報を提供**

**提供区分2：地方自治体のみ求人情報を提供（民間人材ビジネスには提供しない）**

\* 地方自治体をはじめ、学校や公益性の高い特別の法人等、無料職業紹介事業を行う事業者のみ求人情報を提供します。

**提供区分3：民間人材ビジネスのみ求人情報を提供（地方自治体には提供しない）**

\* 有料または無料により職業紹介事業を行う民間人材ビジネスのみ求人情報を提供します。

**提供区分4：地方自治体、民間人材ビジネスの両方とも求人情報を提供しない**

\* ハローワークにおいてのみ、求職者に求人情報を提供します。

## 求人情報の提供における留意事項

- ① オンライン提供した求人について、提供先の地方自治体・民間人材ビジネスから、職業紹介や関連するサービスの利用を勧奨されることがあります。これらの職業紹介や関連するサービスを希望する場合には、地方自治体・民間人材ビジネスの定める手続きにより、求人の申込みや所要の契約等を行ってください。
- ② 有料職業紹介事業者による職業紹介は、手数料が発生する場合があります。手数料については有料職業紹介事業者から十分に説明を受け、手数料の発生に同意した上で職業紹介を受けてください。  
その他の関連するサービスも有料となる場合があります。これら手数料が発生する職業紹介、有料サービスの利用のために必要な費用は求人事業主が全額を負担し、ハローワーク（国）は一切負担しませんのでご注意ください。
- ③ 雇用関係助成金を取り扱っていない地方自治体・民間人材ビジネスから職業紹介を受けた場合、職業紹介事業者による職業紹介の利用が要件となっている雇用関係助成金の支給対象にはなりませんのでご注意ください。（雇用関係助成金を取り扱っている地方自治体・民間人材ビジネスであっても、一部の助成金は取り扱っていない場合もあります）
- ④ 地方自治体・民間人材ビジネスの提供するサービスについては、ハローワーク（国）は一切責任を負いませんので、求人事業主の判断でサービス利用を決めてください。

#### 【ハローワークから提供された求人情報を利用する際のルール（主なもの）】

- ① ハローワークに求人を提出した求人事業主は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望していたものであり、有料職業紹介事業者は、手数料について十分に説明すること。
  - ② 地方自治体・民間職業紹介事業者は、求人の申込みを受理した後、求人事業主に対して、速やかに書面の交付または電子メールにより、(イ)取扱職種の種類、(ロ)手数料に関する事項（有料職業紹介事業者のみ）、(ハ)苦情の処理に関する事項、(ニ)求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）、(ホ)求職者の個人情報の取扱いに関する事項、を明示すること。（職業安定法第32条の13に規定。求職者にも明示が必要。）
  - ③ 求人事業主の希望がある場合に限り、職業紹介以外の充足サービス（民間職業紹介事業者等が取り扱う求人広告などの利用勧奨など）や職業紹介に関連したサービス（コンサルティング、受入・定着支援など）を提示することができる。
  - ④ 求人事業主に対して、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げを働きかけないこと。  
（ただし、紹介予定派遣は、労働者派遣として開始されるものであるが、労働者派遣の開始前又は開始後に職業紹介を行うことが前提であるため、目的外利用とはならない。）
  - ⑤ 雇用関係助成金の取り扱いの有無、取り扱う雇用関係助成金の種類について、あらかじめ求人事業主に十分に説明すること。
  - ⑥ 地方自治体・民間職業紹介事業者が求人を受理した後は、民間職業紹介事業者等の求人であることを求職者に明確に示すこと。
  - ⑦ 地方自治体・民間職業紹介事業者による職業紹介は全て民間職業紹介事業者等の責任において実施し、求人内容を含め、ハローワークは一切の責任を負わないこと。
  - ⑧ 求人事業主の意に反した営業活動を行わないこと。
- ※ ①と⑧は求人情報のオンライン提供先が地方自治体や職業訓練施設の場合には適用されません。

## ◇ 人材募集に関する情報提供・相談 ◇

☆ 募集する職種について、地域にはどのくらいの求職者がいるのか、どのくらいの求人があるのか等、地域の労働市場の状況等についての情報を提供することができます。

また、求人の賃金や就業時間等の求人条件設定等についての相談を随時受け付けています。

## ◇ 事業所プロフィール情報の紹介 ◇

☆ 事業所の外観、職場風景や取扱商品等の画像情報を、ハローワークの求人情報提供端末等により、求職者に提供します。

★ 求人票だけでは伝わらない詳細な事業所情報を伝えることにより、的確な人材募集が可能となります。

## ◇ リクエストによる人材紹介 ◇

☆ ハローワークに登録している求職者のうち、免許・経験・アピールポイント等を公開している方の情報を閲覧できます。面接をしてみたい方にリクエストをすることもできます。ハローワークでは、リクエストを行った求人者の求人と求職者の適合性を判断したうえで、人材を紹介します。

## ◇ 各種助成金制度のご案内 ◇

☆ 労働者の新たな雇い入れや雇用の安定・人材育成に取り組む事業主に対して、様々な助成金を用意しています。なお、各種助成金には、それぞれ受給するための要件があります。

## ○特定求職者雇用開発助成金

高齢者（60歳以上65歳未満）、障害者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成します。

## ○労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた方等を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成します。また、当該労働者を雇い入れ、訓練を行った事業主に対して訓練費用の一部を助成します。

## ○トライアル雇用奨励金

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、一定期間（原則3か月）試行雇用として雇い入れた事業主に対して奨励金を支給します。

## ○65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引上げや定年の定めの廃止等の措置や、高齢者が働きやすい環境整備等を実施した事業主に対して助成します。

※問い合わせ先：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課等

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>

## ○職場定着支援助成金（個別企業助成コース）

雇用管理改善に資する評価・処遇制度、健康づくり制度、研修制度、メンター制度及び短時間正社員制度の導入、賃金制度の整備により従業員の離職率低下に取り組む事業主に対して一定の額を助成します。また、介護事業主が介護福祉機器を導入等した場合にも一定の割合を助成します。

## ○キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

## ○キャリア形成促進助成金

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し、労働者に適用した際に事業主や事業主団体等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

## 1 応募者との面接選考をお願いします

人柄や意欲などは、書面ではなかなか伝わらないことがあります。直接面接いただくことで、応募書類以上の情報が得られる可能性が高まります。ぜひ、**応募者の方との面接機会を確保していただくようお願いいたします。**

必要に応じて、ハローワークで面接会や管理選考（事業主がハローワークのブース等で面接選考を行う。）を行います。

## 2 不採用の場合は、応募書類を応募者に返却してください

履歴書等の応募書類は、採用選考のために応募者個人から企業側に提示された情報であり、選考終了後は個人情報保護の観点からも、不採用者に対して、**結果通知とともに返却されるようお願いいたします。**

なお、事務処理上やむを得ず返却が困難な場合には、あらかじめ応募者の方に『返却しないこと』及び『廃棄の方法』を説明し、目的外で利用されることのないよう、また、個人情報漏えいされない確実な方法にて廃棄するよう適切な取り扱いをお願いします。

## 3 採否結果はできるだけ早く応募者に通知してください

応募者の方は貴社に応募されている間、不安な気持ちで結果を待っています。

また、採否結果の通知を長引かせることは、結果として良い人材を逃すことにもなりかねません。

**採否結果につきましては、できる限り早く応募者に通知してください。**

また、不採用理由につきましてもできる限り応募者に書面等にて通知してください。

## 4 求人条件の見直しや「魅力ある職場づくり」に取り組んでください

たくさんの方に応募してもらうことだけでなく、採用した従業員の方に長く働いていただくことも重要です。

より良い人材の確保のためにも、応募者が「この会社で働いてみたい」と思う求人条件へ見直したり、従業員が「この会社ですっと働きたい」と思えるような「魅力ある職場づくり」に取り組んでください。

※リーフレット：『より良い人材確保のために求人条件の見直しや「魅力ある職場づくり」に取り組みませんか？』

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000093724.pdf>

## 5 正社員求人での募集をぜひご検討願います

ハローワークに登録している求職者の約8割が正社員での就職を希望しています。

また、我が国は少子高齢化の進展等により、労働力は減少に転じています。

今後の事業経営の活性化を図る観点からも、また、『中長期的な人材育成』『技術・技能のスムーズな伝承』『社員のモチベーションアップ』等からも、正社員での募集には企業としてのメリットも少なくありません。ぜひ、**正社員の募集**をご検討ください。

『ハローワーク』では、求人をお申し込みいただいた事業主の皆様が、その求人にあった人材と出会うことができますよう、人材の募集に関する様々なご相談をお受けしております。お気軽にご相談ください！

# 事業所登録シート 記入例

事業所登録シートの内容は、基本的にすべての求人票に共通して反映されますので、正確に記入してください。  
登録後に事業所確認票をお渡ししますので、記載内容に間違いがないか確認をお願いします。

## 「表面」

事業所名、代表者名、住所、社会保険、育児休業制度等の利用状況など、基本的な情報を記入する面です。

## 「裏面」

創業、資本金、電話番号等の連絡先、事業内容、会社の特長を記入する面です。

## 「Eメール」

各種ご案内をハローワークから送付させていただきますことがあります。なお、PDFファイルを添付する場合がありますため、携帯メールアドレスは指定できません。ご注意ください。

## 「事業内容」

事業の種類のほか、取扱商品、ブランド、顧客層、店舗数、最近の業績など、事業展開の状況などもわかりやすく記入してください。

## 「事業所確認票」

登録手続き後にお渡しします。登録内容に誤りがないか、よくご確認ください。また、いつでも変更可能です。お気軽にご相談ください。

## 「会社の特長」

会社の経営方針、社風、スポーツや文化支援、ボランティアなどの地域貢献活動、独自の福利厚生制度など、会社のアピールポイントをわかりやすく記入してください。

# 事業所地図登録シート 記入例

最大10種類の地図を登録することができます。  
 本社の他、工場や支店、店舗などをご登録ください。  
 求人票には、就業場所と選考場所の2種類の地図を表示できます。

**事業所地図登録シート** 登録日: 年月日

事業所番号: 5101-91127-0

事業所名: 株式会社 ハローワーク商事

所在地: 〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号

地図:

タイトル: 〇〇ショッピングセンター

就業場所: 〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号

地図:

**「所在地」**  
 求職者が迷わないよう、ビル名、階数（または部屋番号）まで記入してください。

**「地図」**  
 途中の目印になるものなど、ポイントを押さえてわかりやすく描いてください。既存の地図（白黒のものに限ります。）を貼り付ける場合は、一般的なコピー用紙等薄い紙を使ってください。

**「タイトル」**  
 求人票に表示されます。わかりやすいタイトルを付けてください。

登録地図は確認票で確認できます。

# 事業所の写真が登録できます。

事業所の外観や仕事内容等の写真を登録し、職業相談の窓口や求人情報提供端末において公開をしています。求人票だけでは伝えられない情報として、写真の登録をお願いします。

## 【登録できる写真】

- 建物外観、作業風景、使用機械、製造・販売品など
- ※電子ファイルの形式は「JPEG」で、サイズは「2MB以下」をお願いします。
- 最大10枚まで写真の登録が可能です。

## 【写真掲載の手順】

- デジタルカメラで撮影し、電子ファイルをハローワークに提出してください。
- ※提出方法等はハローワークの窓口にお尋ねください。

# 事業所地図情報確認票

事業所地図情報確認票

事業所名: カスガイシヤ ハローワークショップ 株式会社 ハローワーク商事

事業所番号: 5101-91127-0

平成29年2月21日

地図番号 1 事業所所在地

本社

〒999-9999

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇ショッピングセンター

〒999-0000

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町4-1 〇〇ショッピングセンター地下1階

この地図は、求人票の地図として利用することができます。

地図登録手続き後にお渡しします。

**「地図番号」**  
 求人申し込みの際は、求人申込書に地図番号を記入することになりますので、確認票の保管をお願いします。

最大10種類の地図を登録できます。また、地図の変更、差し替えはいつでもできますので、窓口にご相談ください。